

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。  
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

## IFRS in Focus

### IASB は、IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始に関する軽微な修正を提案する

#### 目次

#### 背景

#### 修正案

#### 発効日およびコメント期間

#### さらなる情報

本 IFRS in Focus は、2021 年 7 月に国際会計基準審議会 (IASB) が公表した、公開草案 ED/2021/8 公開草案「IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始—比較情報」に示されている IFRS 第 17 号「保険契約」の修正案について解説する。

- IASB は、IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号を同時に初めて適用する企業に対する経過措置についての狭い範囲の修正を提案する。
- 修正案は、IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始時に比較情報を表示し、IFRS 第 9 号に修正再表示されていない金融資産に関連する。
- 修正案を適用することにより、企業は、(減損を除く) IFRS 第 9 号の分類および測定 of 要求事項をそのような金融資産に適用しているように、当該金融資産の比較情報を表示することが認められる。
- この選択肢は、資産ごとに適用可能である。
- 本修正は、企業が IFRS 第 17 号を最初に適用する時に発効する。
- 60 日間のコメント期間は、2021 年 9 月 27 日に終了する。

#### 背景

多くの保険会社は、IFRS 第 17 号「保険契約」を適用するまで IFRS 第 9 号「金融商品」の適用を延期することを認める 一時的免除 を適用することを選択している。しかし、当該 2 つの基準は、適用開始時に表示する比較情報に関して異なる要求事項を有する。IFRS 第 17 号は、企業が少なくとも 1 期の修正再表示した比較対象期間を表示することを要求する。IFRS 第 9 号は、比較対象期間の修正再表示を (要求しないが) 認めており、企業が IFRS 第 9 号の適用開始日より前に認識が中止された金融資産に IFRS 第 9 号を適用することを禁止している。

そのようにすることにより表示される情報の有用性を改善すると考えているため、多くの保険会社は、修正再表示した比較情報を表示することを予定している。しかし、一部の保険会社は、比較対象期間に IFRS 第 9 号を適用して分類された金融資産と IAS 第 39 号を適用して分類された金融資産が混在している場合、表示される情報の有用性に関して懸念を提起している。保険契約負債と金融資産との間に会計上のミスマッチを生じる可能性があるため、彼らは、誤解を招く可能性のある情報を生じさせる可能性があることを指摘している。当該保険会社は、IFRS 第 9 号と IFRS 第 17 号の完全適用を含む年度と比較した場合、そのような情報は説明が非常に難しいことを指摘している。

さらに、保険会社は、比較対象期間の期末まで、どの金融資産が IFRS 第 9 号について修正再表示されるのか識別することが可能でないという運用上の複雑性についても懸念を提起している。

これらの困難に対処するために、保険会社は、IASB に、IFRS 第 17 号の移行日時点の IFRS 第 9 号の分類の要求事項の適用を反映する金融商品に関する情報を表示する選択肢を求めた。

詳細は、下記Webサイト参照

[www.iasplus.com](http://www.iasplus.com)  
[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)  
[www.deloitte.com/jp/ifrs](http://www.deloitte.com/jp/ifrs)

## 修正案

金融資産についての比較情報が IFRS 第 9 号について修正再表示されていない場合、IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号を同時に初めて適用する企業は、金融資産に関する比較情報を表示する目的で、分類の上書きを適用することが認められる。これは、企業が過去の期間を修正再表示しないことを選択する場合、または企業が過去の期間を修正再表示することを選択するが金融資産が当該過去の期間中に認識が中止される場合の可能性がある。企業が分類の上書きを適用する場合、当該事実を開示する。

### 見解

IASB は、分類の上書きを適用することを選択する企業に、比較対象期間において IFRS 第 9 号について修正再表示されていないすべての金融資産に適用することを要求することを提案するかどうかを検討した。しかし、IASB は、一部の企業にとって、分類の上書きにより解決することを目指す問題は、企業が保有するすべての金融資産に関連性がない可能性があると考えた。IASB は、したがって、特に金融資産について、修正案を適用する便益がコストを上回るかどうかを企業が評価することを可能にする、選択的な商品ごとの適用を提案している。

IASB は、企業が便乗した結果を達成するために修正案を選択的に適用し得るというリスクを、これにより負うことを認識している。しかし、提案されている分類の上書きを適用する企業は会計上のミスマッチを低減させたいと考えており、IFRS 第 9 号と IFRS 第 17 号を最初に適用する財務諸表に IFRS 第 9 号を適用する方法に対するさらなる整合性を達成するため、当該リスクは軽減されると IASB は結論づけた。

さらに、上書きを適用する金融資産を別個に識別する要求事項案はない。そのようにするコストが便益を上回る可能性が高いため、これにより、そのような金融資産を追跡する必要性を回避することとなる。

分類の上書きを適用する企業は、企業が、IFRS 第 9 号の適用開始時にどのように金融資産が分類されるかを予想するかを決定するために、移行日に入手可能な合理的で裏付け可能な情報を使用することを提案している。(例えば、IFRS 第 9 号の移行のために作成される実行された予備的な評価を使用する)

企業が、IFRS 第 9 号の分類および測定 of 要求事項を当該金融資産に適用されているかのように比較情報を表示するために、予想した分類を利用しなければならないことも提案している。

### 見解

ED の BC25 項から BC28 項は、実務の観点から企業が分類の上書きを適用するかもしれないかについて、どのように IASB が予想しているかを議論している。IASB は、IFRS 第 9 号の経過措置が、事業モデルの評価および金融資産を純損益を通じて公正価値で測定するものに指定する選択について、IFRS 第 9 号の適用開始日に存在する事実と状況に基づいて行うことを要求していることに留意した。これは、「並行ラン」において、企業が、金融資産が IFRS 第 9 号の適用開始日に引き続き認識されていることを前提として、IFRS 第 9 号を適用する際にどのように金融資産が分類されると予想するかに基づいて、基本的に金融資産を分類する。言い換えれば、企業は、IFRS 第 9 号を適用する際に当該金融資産がどのように分類されると予想するかについて「事前分析」することとなる。本アプローチを適用する企業は、分類の上書き案を適用することに十分な評価を行うために、事前分析を使用するアプローチを適用すると IASB は予想している。

したがって、合理的で裏付け可能な情報により裏付けられる場合、企業は以下のように分類できることとなる。

- 事後に以下のいずれかで測定される負債性金融商品
  - 償却原価
  - 純損益を通じて公正価値
  - その他の包括利益を通じて公正価値
- 事後に以下のいずれかで測定される資本性金融商品
  - 純損益を通じて
  - 公正価値、公正価値の変動はその他の包括利益で表示

IASB は、しかし、分類の上書きは IFRS 第 9 号の経過措置を修正しないことに留意した。したがって、企業が IFRS 第 9 号を適用する際、彼らは、適用開始日に引き続き認識される金融資産に IFRS 第 9 号の要求事項を適用することが引き続き要求される。

分類の上書きを適用する際に、企業は IFRS 第 9 号の減損の要求事項を適用することは要求されない。

金融資産のこれまでの帳簿価額と分類の上書きを適用した結果の移行日の帳簿価額との差額は、移行日に利益剰余金の開始残高(または適切な場合には、資本の他の内訳項目)で認識される。

IFRS 第 9 号の適用開始日時点で、企業は、当該金融資産に分類の上書きを適用しているかどうかに関係なく、金融資産に対する IFRS 第 9 号の経過措置を適用することが要求される。

企業は、以下に対しては分類の上書きを適用することは認められない。

- IFRS 第 17 号の範囲に含まれる契約に関連がない活動に関して保有する金融資産
- IFRS 第 17 号の移行日より前の報告期間についての比較情報

#### 見解

IFRS 第 17 号の範囲に含まれる契約に関連がない金融資産の除外は、IFRS 第 17 号の適用開始より前の事業年度に IFRS 第 9 号を適用していた企業に、IFRS 第 17 号の範囲に含まれる契約に関連がない活動に関して保有されているものではない金融資産に関して、IFRS 第 9 号の特定の分類要件の再評価を認める、IFRS 第 17 号 C29 項(a)の現行の要求事項と一貫している。除外される金融資産の例としては、銀行活動に関して保有する金融資産または IFRS 第 17 号の範囲に含まれない投資契約に関して保有する金融資産がある。

#### 発効日およびコメント期間

本修正を適用することを選択する企業は、IFRS 第 17 号を適用する時に、これを適用する。

60 日間のコメント期間は、2021 年 9 月 27 日に終了する。

#### さらなる情報

IFRS 第 17 号の修正案についてご質問がある場合は、通常のデロイト連絡先にご連絡ください。

デロイト会計リサーチ・ツール(DART)は、会計および財務情報開示資料の包括的なオンライン・ライブラリです。

[iGAAP on DART](#) では完全版 IFRS 基準へのアクセスが可能であり、以下のリンクがあります。

- デロイトの最新の iGAAP マニュアル。IFRS 基準に基づく財務報告のためのガイダンスを提供しています。
- IFRS 基準に基づいて報告する企業のモデル財務諸表

DART へのサブスクリプションを申し込むには、[ここをクリックして](#)、アプリケーション・プロセスを開始し、iGAAP

# Deloitte. トーマツ.

## デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネス プロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万人を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド("DTTL")、そのグローバル ネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して"デロイト ネットワーク")のひとつまたは複数を指します。DTTL(または"Deloitte Global")ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は[www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市(オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバル ネットワーク(総称して"デロイト ネットワーク")を通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。"Making an impact that matters"を自らの使命とするデロイトの約 312,000 名の専門家については、([www.deloitte.com](http://www.deloitte.com))をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド("DTTL")、そのグローバル ネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して"デロイト ネットワーク")が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約(明示・黙示を問いません)をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接また間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited



IS 669126 / ISO 27001